

事務連絡

平成 19 年 5 月 23 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

職業安定局首席職業指導官室長補佐

住民票と異なる性別で就職を希望する者への対応等について

職業安定行政の推進については、日頃より御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 16 年 7 月 16 日に性同一性障害者に関する法令上の性引の取扱いの特例について定めた「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成 15 年法第 111 号。以下「特例法」という。)が施行され、近年、性同一性障等に関する社会的関心が高まっています。

また公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、住民票と異なる性別で就職を希望するもの(以下「異なる性での就職希望者」)が来所し、就職相談・職業紹介を希望することが多くなってきており、他方で異なる性での就職希望者に対する理解不足等に起因する安定所の不誠実な対応についての苦情等も寄せられているところです。

公共機関である安定所として、国民の人権的な一つである職業選択の自由を保障する観点からも、異なる性での就職希望者の特性を考慮し、本人の意向を十分踏まえたうえきめ細かな対応が求められています。

このため、下記 1 に該当するものに対しては、下記 2 及び 3 の通り取り扱うこととしますので、御留意の上、業務に遺漏なきように特段の御留意をお願いいたします。

記

1 対象となる求職者について

特例法第2条(※)において定義されているもののほか、異なる性での就職希望者

※(参考)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

2 職業相談・職業紹介における対応について

上記1の求職者に対する職業相談・職業紹介を実施する際には、以下のとおりとする。

- (1) 求職申込書の性別の欄については、未記入でも総合雇用情報システムでの処理が可能であるため、求職者が性別の欄に記入することに抵抗感を示す場合は、無理に聴取しないこと。
- (2) 一般の相談窓口で対応する他、求職者本人の適性を考慮した上で、予約担当者側による一貫した就職支援など必要な就職支援サービスを提供すること。
- (3) 呼び出しはボイスコール等で行うこととし、どうしても名前では呼ぶ必要がある場合は、名字のみで呼ぶこと。
- (4) プライバシーに配慮した対応を行うこと。
- (5) 必要に応じて臨床心理士と連携した職業相談を実施すること。ただし、その場合においても本人の意向を十分に確認し、強制することのないよう慎重に行うこと。
- (6) 性同一性障害、異なる性での就職希望者に対する理解促進に努めること。
- (7) 求人者に該当求職者の性別を伝える必要があるときは、本人の希望を尊重すること。

3 その他

- (1) 守衛、警備等の一部職業に男女別求人等の適応除外があることから求職申込票の性別欄自体を削除することは困難であること。
- (2) 男女別に色分けしたアンケート用紙等、他の来所者から性別が判断されてしまうものについては、使用しないこと。

担当: 主席職業指導官職業紹介係

TEL: 03-5253-1111 (内線 5774)